

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

萩市

### 2 構造改革特別区域の名称

萩市地域生活推進小規模多機能サービス特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

萩市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 萩市の障害者施策の状況

萩市では、萩市将来展望の基本目標の一つに掲げる「健康で住みよいまちづくり」をめざし、こどもから高齢者、障害のある人もない人も、全ての人々がそれぞれのライフステージにおいて、住み慣れた地域で、健康で、安心して、いきいきとした生活が送れるよう指針となる「萩市健康福祉計画」を平成18年度に策定し、その推進を図っているところである。

本計画については、障害福祉計画を含め保健福祉関係の6計画1構想を1本の計画書として、その整合性を図っているところである。

しかしながら、平成17年3月に1市2町4村で合併を行い、本市の面積は698K㎡と、山口県のおよそ1割の面積を有することとなったため、生活圈域である身近な地域でのサービスの平準化については、今なお地域差が見られるものである。

特に、障害児(者)の地域での日中活動を支える社会資源、福祉サービスについては、旧萩市地域と旧須佐町地域の2箇所知的障害者施設があるが、その他の旧5町村地域にはないため、在宅サービス(日中活動)については、高齢者・介護保険サービスの空床利用で対応している現状にある。しかし、高齢福祉サービスについても、現況においては旧町村地域では1箇所(海岸沿い)であり、中山間部にいたっては1箇所もない状況である。(詳細な事業所の位置関係については図1のとおり)

萩市内の障害児（者）への日中活動及び短期入所指定事業所の状況

（平成19年3月31日現在）

		箇所数	所在地 合併前	対象等
日中活動 系事業所	生活介護・生活訓練	1	旧萩市	定員20名
	児童デイサービス	1	旧萩市	定員10名
	生活介護(介保デイ)	4	旧萩市(3)・ 旧田万川町(1)	身障のみ対応
短期入所 系事業所	短期入所(障害施設)	2	旧萩市(1)・ 旧須佐町(1)	知的入所更生施設
	短期入所(高齢施設)	2	旧萩市(1)・ 旧田万川町(1)	身障のみ空床対応
	日中一時支援	1	旧萩市	定員10名
旧体系知的障害者通所施設		3	旧萩市(2)・ 旧須佐町(1)	授産2・更生1

(2) 萩市における小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

現在、萩市を10の生活圈域（内、3圏域は離島）に分け、介護保険事業計画に基づき整備を行うものとしている。（全体で5か所の整備）

- ・ 萩圏域（旧萩市）で2か所（平成18年10月1日に1か所運営開始、1か所は未定）
- ・ 田万川・須佐圏域で1か所（平成19年4月1日　今回特区による事業を予定）
- ・ むつみ・福栄圏域で1か所（平成20年度中の開設に向けて検討中）
- ・ 川上・旭圏域で1か所（開設時期未定）

今後開設の事業所及び開設済事業所についても、特区による事業を実施する方向で調整を行う予定

地域名	施設名等	課題・整備方針	整備年度
萩圏域	小規模多機能施設	三見地区に1箇所 その他地区に1箇所を予定	三見：18年度 その他：19年度以降
田万川・ 須佐圏域	小規模多機能施設 グループホーム	小規模多機能は須佐も対象 認知症グループホーム	19年度
むつみ・ 福栄圏域	小規模多機能施設 グループホーム	圏域に1箇所を開設予定	20年度
川上・ 旭圏域	小規模多機能施設	佐々並地区には、専用の介護予防・介護保険施設がないため、保健福祉サービスの拠点整備を検討予定	20年度以降

【図1】 萩市における日中活動、短期入所指定事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況



( 3 ) 地域生活推進小規模多機能サービスの必要性

小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模な家庭的な雰囲気の中で、通い・宿泊・訪問のサービスを一体的に提供できるだけでなく、原則として日常生活圏域内でのサービスの利用・提供が行われる地域密着型であることが大きな特徴である。これにより、身近な地域の中で利用者のニーズに柔軟に対応したサービスの提供が可能となることを見込まれるものである。

また、平成18年から施行された「障害者自立支援法」においても、地域の中で安心して暮らせるための支援に推進の目標がおかれており、本市計画においても日中活動サービスの充実を課題としているところである。

このようなことから今後、本市において整備が見込まれる小規模多機能型居宅介護事業所の機能を活用し、障害児(者)に対し必要なサービスを提供していくことは、障害福祉サービスの充実を図る上で極めて有効であり、高齢者と障害児(者)の区別なく福祉サービスを提供することは、社会資源の有効利用・地域力の推進の面からも必要であると考えるところである。

よって、本市において特定事業934(指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業)を実施し、指定小規模多機能型居宅介護事業所に当該特例措置を適用して、障害児(者)と高齢者を区別することなくサービスを提供していく必要がある。

特定事業の実施は、萩市が抱える課題である、身近な地域でのサービス提供の地域格差の解消に資するものである。

( 4 ) 構造改革特別区域計画の範囲である萩市の特性

構造改革特別区域計画の範囲である萩市の人口と障害者手帳所持者数は次のとおりである。

(平成18年10月1日現在)

人 口		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
58,649 人		3,014 人	446 人	347 人
人口比(%)		5.14	0.76	0.59
地域別 内訳 数	萩	1,984 人	290 人	260 人
	川上	73 人	15 人	2 人
	田万川	222 人	21 人	14 人
	むつみ	155 人	18 人	17 人
	須佐	236 人	66 人	18 人
	旭	152 人	12 人	12 人
	福栄	192 人	24 人	24 人

		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
旧体系サービス事業者数		7事業所	8事業所	1事業所
地域別 内訳数	萩	5	6	1
	川上			
	田万川	2		
	むつみ			
	須佐		2	
	旭			
	福栄			

一方、障害児(者)の生活や日中の活動を支援する指定事業所の設置状況は(1)萩市の障害者施策の状況のとおり十分な状況とはいえないものであり、身近な地域で福祉サービスの利用を願う障害者やその家族の希望にも十分対応できていない状況にある。

こうしたことから萩市では、当該特例措置により、地域に密着した指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児(者)に対し福祉サービスを提供していく必要がある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

平成18年度に「萩市障害福祉計画」策定のために開催した、各地域での圏域会議における各委員の意見の中で、障害者の方が住み慣れた地域で住み続けるためには、障害者の利用できるサービスが少ないことがあげられている。このことは、とりもなおさず「入所施設」又は、「送迎のある市外施設」を選択するといった障害福祉サービス利用の現状につながる一因となっているものである。

また、市内での利用の通所可能なサービスも、知的障害者授産・更生施設(旧体系)が主体となっていることから、今後はサービスの多様化が切望されているところである。

このような現状から、今後障害者が住み慣れた地域で住み続けるうえで、身近な地域でサービスを受けることが必要であり、その基盤の充実が急がれることが見て取れるものである。

本構造改革特別区域計画の認定により、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児(者)の受け入れが可能となることから、障害福祉サービスの選択肢

の増加につながり、より身近な地域での生活が充実し、自立の促進が見込まれるものである。具体的には以下の点において、大きな意義をもつものである。

障害児(者)が、住み慣れた地域にある指定小規模多機能型居宅介護事業所で、サービスを受けることが可能となる。

高齢者、障害児(者)が、同じ場所で相互に顔見知りの家庭的な雰囲気の中で、過ごすことが可能となる。

上記 及び により、障害児(者)が地域で自立し、安心して生活できるようになる。

対象者の拡大により、地域の福祉事業への関心と理解、ひいては福祉ビジネスの創出につながる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

萩市では、平成18年度から平成22年度までを計画期間とした「萩市健康福祉計画」を策定し、その計画の中で「障害福祉計画」など6計画1構想を位置づけ、相互に連携して推進を図るものとしている。

本計画の基本理念としては、「すべての人が年齢、性別、障害の有無に関係なく、住み慣れた地域で心豊かに安心して健やかで快適に暮らせるまちづくり」を掲げており、これは、萩市将来展望に掲げる「健康で住みよいまちづくり」をめざすものである。

以上のまちづくりを推進するうえで「ノーマライゼーション」、「個人の尊厳」、「自立と支援」、「生活の質」、「ヘルスプロモーションに基づく健康づくり」、「ライフステージに応じたサービス提供の確立」を柱としており、本構造改革特別区域計画の目標もこれに呼応するものである。

地域での生活を充実し、住み慣れた地域で安心してサービスを受けられる環境の整備のため、特定事業934(指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業)を実施し、課題となっている地域での障害福祉サービスの充実を図るものである。

また、高齢者だけでなく障害児(者)にもサービス対象を拡大していくことは、事業者にとって事業の効率化と安定化につながり、NPO等多様な事業主体の参入を促進するものであり、福祉サービスによる地域の活性化が図られるものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 障害児(者)サービスの向上と家族等の負担軽減

住み慣れた地域の中にある指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児(者)が利用することが可能となるとともに、家庭的雰囲気の中で、高齢者と障害児(者)が同じ事業所でサービスを受けることが可能となる。

また、障害児（者）の利用可能な事業所が増大するだけでなく、身近な地域での利用に伴う送迎時間の短縮が可能となることから、介護する家族等の負担軽減につながるものである。

こうしたことから、障害児（者）の住み慣れた地域での自立した暮らしの支援が可能となる。

(2) ノーマライゼーションの意識の浸透

身近な地域で、高齢者も障害児（者）も対象とした多様なサービスを提供する拠点が整備されることにより、地域住民との関わりも深まり、これによりノーマライゼーションの意識の浸透・啓発につながるものである。

(3) 小規模多機能型居宅介護事業所の経営安定と福祉ビジネスの創出

指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用対象者の拡充により、サービスの利用率が向上する。このことは、事業所経営の安定と、ひいては効率的で質の高いサービスの提供につながるものである。

また、NPO等の事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

(4) 計画区域内でのサービス供給量の増大

当初からこの特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、現在のところ、1～2名程度の障害児（者）の受入を予定している。

また、指定小規模多機能型居宅介護事業所の整備方針については、平成22年度までに開設済みの2事業所を含め計画区域内で5箇所の整備をめざしており、指定において特区の事業実施の調整を行っていく予定としている。

8 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 萩市地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金交付要綱による施設整備補助

国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所等の施設整備を促進することで、本事業の体制整備の推進を図る。

(2) 居宅介護支援事業所研修会・連絡会の開催

指定居宅介護支援事業所の職員に対して、総合的・専門的な研修会の開催と定期的な連絡会を開催する。

毎月1回開催される介護保険事業者対象の研修会等の機会を通じて、担当

職員の質の向上を図るとともに、他の事業者についても本事業に関する理解の推進を図る。

(3) 障害児(者)日中一時支援事業

指定小規模多機能型居宅介護事業所等で、一時的に支援が受けられない障害児(者)に、日中活動の場を提供する事業を実施する。

また、萩市障害者地域生活支援事業の実施事業所を増加させることで、身近な施設でサービスを受けられるようになり、利用者の送迎等の負担軽減を図るものとする。



## 別紙

### 1 特定事業の名称

9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業の内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員および利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

#### (2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称 NPO法人 田万川地域サポート21

住所 萩市大字上田万718番地1

指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称 小規模多機能ホーム むくもり

住所 萩市大字江崎55番地

#### (3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

しんわ苑（知的障害者施設）ふたば園（障害児通園施設）等の職員を講師として招き研修を行い、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能を取得する。

また、特区内において既に障害児（者）に対するサービスを提供している事業所の職員を講師として招き研修会等を開催するとともに、障害児（者）施設と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換・実習の場等を設け必要な技術的支援を行い、サービスの質的向上を図る。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性

萩市においては、介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、各圏域において地域密着型サービスの推進に努めているところである。特に、小規模多機能型居宅介護事業所については、新たなサービス創設後、県内で最初に事業所の指定を行っており、先駆的に取り組んでいる。また、市遊休地の提供等、日常生活圏域ごとの計画的な施設の整備に配慮している。

しかしながら、障害者の生活や日中活動の支援をする事業所は、設置地域に偏りがみられ、そのほとんどが知的障害者施設であり、特に短期入所については介護保険施設の空床利用は身体障害者のみの対応が現状である。

萩市内の障害児(者)への日中活動及び短期入所指定事業所の状況

(平成19年3月31日現在)

		箇所数	所在地 合併前	対象等
日中活動 系事業所	生活介護・生活訓練	1	旧萩市	定員20名
	児童デイサービス	1	旧萩市	定員10名
	生活介護(介保デイ)	4	旧萩市(3)・ 旧田万川町(1)	身障のみ対応
短期入所 系事業所	短期入所(障害施設)	2	旧萩市(1)・ 旧須佐町(1)	知的入所更生施設
	短期入所(高齢施設)	2	旧萩市(1)・ 旧田万川町(1)	身障のみ空床対応
	日中一時支援	1	旧萩市	定員10名
旧体系知的障害者通所施設		3	旧萩市(2)・ 旧須佐町(1)	授産2・更生1

こうしたことから、当該規制の特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に障害児(者)を受け入れ、福祉サービスを提供することは、本市のめざす「だれもが住み慣れた地域で健康に生活を行う」ことのできる社会の実現につながるものである。

### (2) 要件適合性を認めた根拠

ぬくもり

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿

泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 18人
- ・通いサービス利用定員 9人
- ・宿泊サービス利用定員 4人

障害児（者）の受け入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービス利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア 居間及び食堂の合計面積 61.06㎡
- イ 基準上の必要面積 27.00㎡(3㎡×9人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とすること。

- ア 個室の数 4室
- イ 各個室の床面積 7.51㎡
- ウ 個室以外の宿泊室の面積 無し(全て個室)

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たな職員を確保すること。

#### 通いサービス利用者定員9人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		1		1		1
非常勤(人)		4				
常勤換算後の人数(人)	4.2		/		/	
基準上の必要人数(人)	4		1		1	
適否	適		適		適	